

## ○魚沼市委託業務成績評定実施試行要領

(目的)

第1条 この要領は、魚沼市が発注する委託業務の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、委託業務の品質確保、受注者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象とする委託業務は、別表1及び別表2に示す委託業務とし、1件の当初設計金額が1,000万円以上の委託業務で財務課検査係が指定する委託業務を対象とする。

ただし、災害復旧事業に関する委託業務等は評定の対象としない。

(評定者)

第3条 委託業務の成績評定を行う者は、次の者とする。

(1) 検査職員 総務政策部財務課の職員で次のア～ウに該当する者

ア 財務課長

イ 5年以上の工事監督員経験を有する者

ウ 特に必要があると認めるときは、上記にかかわらず財務課長が別に指定する職員

(2) 総括監督員 委託業務を総括する係長等

(3) 監督員 委託業務を担当する職員

(評定の方法)

第4条 評定は、別添「魚沼市委託業務成績評定実施(試行)要領の運用」により行う。

(評定の時期)

第5条 監督員及び総括監督員は、委託業務完了後速やかに、検査職員は完了検査後速やかにそれぞれ評定を行うものとする。

(評定結果の報告等)

第6条 検査職員は、評定が終了したときは、検査調書に委託成績採点表(様式第1号)、細目別採点表(様式第2号)及び関係書類を添えて検査担当課長に報告しなければならない。

2 評定の修正を行ったときは、前項の規定を準用する。

(評定結果の通知等)

第7条 評定結果の通知及び公表については、試行であることから行わない。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じて財務課長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。